

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から59年10月までの期間及び平成11年4月から同年11月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から59年10月まで
② 平成11年4月から同年11月まで

昭和48年2月、A町で国民年金に加入し、58年2月には、父親から農業経営権を譲り受けたため、国民年金に加えて農業者年金にも加入した。

申立期間①及び②は、いずれも国民年金及び農業者年金の加入期間であるが、国民年金の加入記録を確認したところ、農業者年金の加入者は、強制加入とされている付加年金について、付加保険料が未納となっていた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月に国民年金に加入してから現在（平成24年8月）まで、国民年金の定額保険料の未納が無い上、58年2月に農業者年金に加入してからは、申立期間①及び②を除き、国民年金の付加保険料も全て納付している。

申立期間①について、申立人は、昭和48年11月から申立期間①を含む59年10月までの期間において、国民年金の定額保険料を全て前納している上、申立期間①に続く同年11月から平成6年11月までの期間においては、定額保険料に加えて付加保険料も前納しており、申立人の申立期間①当時の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和59年9月頃に農業者年金及び国民年金の付加年金の加入手続を行い、58年2月26日まで遡及して農業者年金及び国民年金

の付加年金に加入したと考えられるところ、申立人が当該加入手続を行った時点では、申立期間①の付加保険料の納付は可能である。

さらに、申立人は、申立期間①に係る農業者年金保険料については、遡及して納付していることから、付加保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において、付加年金の未加入者と記録されているが、申立人は、当該期間において農業者年金に加入し、農業者年金保険料を納付していることから、付加年金に強制加入する者に該当する。

また、申立人は、平成6年12月から20年3月までの期間において、計14回の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っているが、申立期間②を除き、いずれの切替手続においても付加年金に加入し、付加保険料を納付していることから、毎年、反復継続して行われた切替手続において、申立期間②のみ、付加年金の加入手続を行わず、付加保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人に係るB農業協同組合（現在は、C農業協同組合B支所）の「クミカン報告票」によると、A町では、申立人の申立期間②の国民年金保険料について、申立人から一度、定額保険料と付加保険料の合計額を上回る保険料額の納付を受けた後、保険料の一部を申立人へ還付しており、当時、A町では、申立人に係る保険料の徴収事務に誤りがあった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和59年5月27日）及び資格取得日（昭和60年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月27日から60年4月1日まで
昭和57年6月頃から62年3月まで、有限会社Aにおいて、一般事務を担当するパートとして継続して勤務した。

年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、有限会社Aにおいて昭和58年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、59年5月27日に被保険者資格を喪失後、60年4月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に一般事務を担当するパートとして、継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の事業主及び経理事務担当者は、いずれも「パートの厚生年金保険の取扱いについては、法律どおり、1日の勤務時間数及び1月の勤務日数等を勘案し、加入の可否を判断していた。申立人は、入社してから退職するまで、業務内容は変わっておらず、また、申立期間の前後で、1日

の勤務時間数や1月の勤務日数等の勤務形態にも変更は無かった。」と供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同じパート勤務者であったとする同僚4人は、申立期間において、被保険者資格を継続して取得しており、被保険者記録に欠落が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）における昭和59年4月の申立人の記録及び当該事業所において申立人と同じパート勤務者であった同僚の申立期間における記録から判断すると、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、有限会社Aは昭和62年3月*日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年5月から60年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案 995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月 1 日から 34 年 9 月 29 日まで
戦前から昭和 34 年 9 月頃まで、社団法人 A 及びその後継事業所で勤務し、配給業務及び小売業務に従事した。
年金記録を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、戦前から社団法人 A の配給所で、配給業務に従事し、その後は、後継事業所である B 公団 C 事務所、D 協同組合及び E 株式会社（現在は、F 株式会社）に職員として継続して勤務し、配給業務及び小売業務に従事していたと主張している。

しかしながら、F 株式会社では、「当社では、申立期間中の昭和 30 年 2 月 1 日付けで D 協同組合から E 株式会社へ組織変えした際の全従業員の辞令を保管しているが、同辞令では、申立人の名前は確認できず、ほかに申立人の勤務を確認できる資料は無い。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、B 公団 C 事務所の配給所で勤務していたとしているところ、G 省が保管する「B 公団史料」によると、B 公団は、昭和 25 年 9 月 * 日に末端機関の民営化により配給所職員を切り離し、これに伴い 1,655 人の退職者を出したとされている。

さらに、B 公団 C 事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所の厚生年金保険被保険者 375 人のうち、申立人を含む 237 人が、B 公団が民営化されたのとほぼ同時期の昭和 25 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、これは、上記の G 省の資料と符合す

る。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同被保険者資格が確認できる同僚4人に照会したところ、このうち一人は、「私は、昭和22年にB公団の配給所に採用となり、同公団が民営化される前の23年に配給所から同公団事務所へ異動し、民営化後も継続して後継事業所であるD協同組合に勤務した。B公団の配給所に勤務していた者は、公団の民営化により退職となったため、個人で店として登録し、小売業に従事することとなった。申立人も、公団の民営化で退職となり、その後は、個人で店を経営していた。」と供述している。

その上、申立人は、当該事業所の同僚3人の名前を挙げているが、厚生年金保険被保険者名簿によると、3人はいずれも、申立人と同日である昭和25年9月1日に被保険者資格を喪失している上、これら同僚とは、連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。